

下市町高校生・大学生等通学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下市町に在住し高等学校・大学等に通学する生徒・学生に対し、予算の範囲内において通学費用を補助することにより、下市町への移住・定住の促進と修学における経済的負担の軽減を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 私立小学校・中学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立の小学校及び中学校

(2) 高等学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程

(3) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を除く）、短期大学及び専修学校の専門課程

(4) 学校等

私立小学校・中学校、高等学校等及び大学等

(5) 生徒等

私立小学校・中学校及び高等学校等に在学する生徒及び大学等に在学する学生であって、修業年限が定められた課程に在学する者。（通信制含む。）

(6) 保護者等

親権者、未成年後見人その他当該生徒又は学生を監護する者をいう。

(7) 定期券等

公共交通機関が発行する鉄道及び路線バスの通学用定期券又は回数券で、生徒等の住居及び生徒等が通学する学校等に最も近い JR および 私鉄駅又は路線バス停留所までの区間において利用した場合のものをいう。但し、スクールバスを利用する場合に限り、その利用に最も合理的な駅又は停留所とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、下市町の住民基本台帳に記載があり、かつ下市町内に在住し、学校等に通学する生徒等とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は補助対象としない。

(1) 申請時点において、休学中又は留学中の者

(2) この要綱以外の法令等による通学費の補助を受けている者

(3) 下市町暴力団排除条例（平成24年3月下市町条例第1号）の規定により制限され

ている者

- 2 前項第1号の規定により補助対象者とならなかった者であっても、留学又は休学の期間を終了し、復学した後においては、改めて交付申請を行うことができる。

(申請者)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、原則として補助対象者の保護者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が成年に達している場合は、補助対象者本人が申請者となることができる。

(補助対象期間)

第5条 補助対象とする期間は、補助対象者が学校等に在学する期間とする。

- 2 前項の期間については、通算して、当該補助対象者が在学する課程に係る修業年限の年数を上限とする。
- 3 留学期間及び休学期間は、前二項に算入しない。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共交通機関 定期券等購入額
- (2) スクールバス 利用負担金
- (3) 複数の通学方法を利用の場合、すべてを対象とする。
- (4) 補助金額は年額 60,000 円を上限とする。
- (5) 補助金額は 100 円未満を切り捨てとする。
- (6) 補助対象期間において、定期券等の有効期間の種類は問わない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、下市町高校生・大学生等通学補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる必要書類を添えて申請しなければならない。ただし、同じ年度内に複数回申請する場合で、同じ年度内の前回の申請内容と変更がない場合は、次に掲げる書類のうち、第1号、第3号及び第4号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 学生証、在学証明書又は通学証明書の写し
- (2) 定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書等
(乗車区間、対象期間、金額等が分かるもの)
- (3) 金融機関の通帳の写し
- (4) 補助対象者の住民票の原本又は写し
- (5) 同条第1項第2号に規定する定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書を紛失等により提出できない場合は、同条第1項第1号に規定する書類及び学生証等に記載されている通学定期乗車券発行控等の写しを必要書類として提出を求め、交付申請の内容を審査するものとする。

(6) その他町長が必要と認めたもの

2 申請は年単位で1回にまとめても、月単位で複数月に分けてもよいものとする。

3 申請時期は3月31日までとする。

(補助金の交付)

第8条 交付申請の内容を審査し、適正と認めるときは原則として申請書の提出があった月の翌月末までに、補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により補助を受けていることが判明した場合には、補助を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和11年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和11年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和11年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。